

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受験者への支援について

本学では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により被害を受けた受験者の皆様に対して、次のような支援を実施しております。該当する方は、**出願期間内に所定の出願書類と一緒に**国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で世帯収入の大幅な減少があった者等を支援対象として実施する、**公的支援の「受給証明書(写)」(またはこれに類するものと認められる公的証明書(写))**を提出してください。

【支援制度の内容】

- ・ 入学検定料免除（令和5年度入学者選抜 全区分対象）

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による令和4年度の家計急変者を対象とします。

〈注意〉Web出願の際に、必ず「支援制度」の項目から「災害支援制度」選択をしてください。選択をせずに入金された場合、免除や返還は一切できません。また、出願期間内に上記書類が提出されなかった場合も免除対象とはなりませんのでご注意ください。

その他、ご不明な点は本学入試広報センターまでお問い合わせください。